

寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和6年3月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第14号

寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年寒川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条を第20条とする。

第15条第1項中「団員」の次に「（機能別団員は除く。）」を加え、同条を第19条とし、第14条を第18条とし、第13条を第17条とする。

第12条の見出しを「（報酬の額）」に改め、同条第5項を削り、同条第4項中「災害以外の職務」を「災害以外」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「災害、」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に、「活動を」を「職務を」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「団員には」を「団員（機能別団員は除く。）には」に改め、同項の次に次の2項を加える。

3 団員（機能別団員に限る。）には、次により年額報酬を支給する。

団員 年額 12,000円

4 前2項の規定にかかわらず、年度の中途において、新たに消防団員となり、若しくはその職を退いた場合又は職務に従事しない期間がある場合における年額報酬の額は、前2項に規定する年額報酬の額を12で除し、当該団員が職務に従事した月数を乗じて得た額とする。

第12条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（報酬の支給方法）

第16条 年額報酬は、6月、9月、12月及び3月に等分してそれぞれの末日までに支給する。ただし、前条第4項の規定により支給する年額報酬については、この限りで

ない。

- 2 出動報酬は、4月分から6月分までを7月末日までに、7月分から9月分までを10月末日までに、10月分から12月分までを翌年1月末日までに、翌年1月分から3月分までを4月末日までに支給する。ただし、町長が必要と認めるときは、他の時期に支給することができる。

第11条を第14条とし、第10条を第13条とする。

第9条中「寒川町長」を「町長」に、「届け出なければ」を「、あらかじめその旨を届け出なければ」に改め、同条を第12条とする。

第8条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、団員（機能別団員は除く。）は、火災の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第8条を第11条とし、第7条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（定年による退職）

第10条 団員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

- 2 団員の定年は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本団員 年齢65年
- (2) 機能別団員 年齢70年

- 3 任命権者は、定年に達した団員が第1項の規定により退職すべきこととなる場合において、当該団員の退職により消防団の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該団員に係る定年退職日の翌日から起算して5年を超えない範囲内で、当該団員を引き続いて職務に従事させることができる。

- 4 任命権者は、前項の規定により団員を引き続いて職務に従事させる場合には、当該団員の同意を得なければならない。

5 任命権者は、第3項の著しい支障が生じなくなつたと認めるときは、当該団員の同意を得て、期日を定めて退職させることができる。

第6条第2項中「1月」を「6月」に改め、同条を第8条とする。

第5条第1項第3号中「消防団員」を「団員」に改め、同条第2項第1号中「前条第1号」を「第5条第1号」に改め、同条を第7条とする。

第4条第2号中「第6条」を「第8条」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(休団)

第6条 傷病、仕事、妊娠、出産、育児等の事情により長期間消防団の職務に従事することができない団員は、3年を超えない範囲内で、消防団の職務に従事することを休止（以下「休団」という。）できる。

2 団員が休団しようとするときは、団長にあっては町長に、その他の者にあっては団長に、あらかじめその旨を届け出て承認を受けなければならない。

3 前項の規定は、休団している団員が復帰（休団を取りやめ、再び消防団の職務に従事することをいう。以下同じ。）しようとする場合について準用する。

4 休団している団員が復帰したときの階級は、休団をした日の階級とする。

5 第11条及び第12条の規定は、休団している団員には適用しない。

第3条第3号中「志操堅固で」を「職務を支障なく遂行できると認められ」に、「身体強健」を「身体健全」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(種類)

第3条 団員の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本団員（次号に掲げる機能別団員以外の団員をいう。以下同じ。）

(2) 機能別団員（町長が定める特定の職務に従事する団員をいう。以下同じ。）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第10条の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第10条第2項の定年（以下「定年」という。）に達する団員について適用し、この条例の施行の日前に定年に達した団員については、なお従前の例による。